

農業の現場における知的財産取扱指針の策定

- 経済のグローバル化やIT化の進展、付加価値競争の激化など、農業を取り巻く現状が変化する中では、農業現場の技術を適正に評価し、「知的財産」として認識し、保護・活用することが重要。
- このため、農林水産業者、都道府県の普及指導員やJAの営農指導員等が活用できる、農業の現場において新たに開発された技術・ノウハウの「知的財産」としての取扱いに関する基本的な考え方を取りまとめた「農業の現場における知的財産取扱指針」を策定。
- 今後は、本指針の普及、意識啓発を図るとともに、その利用状況等を踏まえて改訂する予定。

技術の取扱いの現状

- 農業の現場では、技術の多くが「知的財産」と認識されることなく使用。
- 一方で、最近では、現場で開発された技術で特許権・実用新案権を取得して活用する動きも存在。

経済のグローバル化
付加価値競争の激化
企業の農業への参入
農業者の高齢化

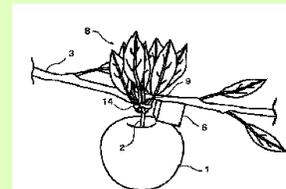
現場の技術を適切に評価し、
「知的財産」として認識し、
保護・活用することが重要

知的財産取扱指針の策定

「農業の現場における知的財産取扱指針」のポイント

(平成19年8月15日策定)

- 新しい技術を「知的財産」としてどのように活用するのか？
 - ・ 「自ら活用して生産、販売」、「他者に使用させて使用料を徴収」、「技術を使用する権利を販売」のいずれか。
 - ・ 農業者自身の経営・販売戦略や技術の使用範囲等を勘案して、活用方法を検討することが必要。
- 新しい技術を「知的財産」として保護・活用するための手段にはどのようなものがあるのか？
 - ・ 活用するための手段は、①権利化(特許権又は実用新案権を取得)、②秘匿、③公開、の3つ。
 - ・ 権利化を選択する場合、権利化自体が目的ではなく、権利化後の活用方策を見通しておくことが必要。
 - ・ どの手段を選択するにしても、技術の「文書化」が必要
- 各手段を選択する場合にはどのような点に留意すればよいのか？
 - ・ 権利化の場合、海外での権利化、特許出願の範囲、他の権利との複合的活用等の検討が必要。
 - ・ 秘匿の場合、秘密保持のための措置や、先使用権による保護等の検討が必要。
- 相談・支援体制にはどのようなものがあるのか？
 - ・ 特許流通アドバイザーや弁理士等の専門家を活用。



農林水産物・地域食品における地域ブランド展開のイメージ

(平成19年度)

(問題意識)

- ・既存の取組は成功ばかりではない。
- ・農林水産物・地域食品を念頭に置いた地域ブランドの議論の蓄積が十分ではない。
- ・(地域ブランドばかりではないが)「ブランド」をめぐる問題が頻発し、消費者の信頼が揺らいでいる。

地域ブランドWGにおける議論

「真に力のある地域ブランド」
の姿の明確化

(平成20年度～)

食と農林水産業の
地域ブランド協議会

地域ブランド化の取組主体とそれを支援する人々等が集まり、

- 有益な情報やノウハウを交換
- 支援を受けたい者と支援者をマッチングできる場を設定

各地域の主体的取組

農林水産物・食品地域
ブランド化支援事業
(平成20年度概算要求)

モデル的地域を3年間継続して支援(地域ブランド化プロセスを一貫してアドバイスを行うプロデューサーの派遣、生産体制の整備や品質管理のための支援等)

政府全体・農林水産省の
関連施策

「真に力のある地域ブランド」
を広範に創出!

食と農林水産業の地域ブランド協議会

設立の趣旨

農林水産物・食品の地域ブランド化に向けた各地域の取組を効果的なものにし、全国に広げていくため、農林水産物・地域食品の地域ブランド化に取り組む主体と地域ブランド化を支援する者が広く参集し、情報提供・交換、交流等を行い、地域ブランドの取組を進展させる。

協議会の活動

1 会員が実際に集まる活動

- ・ 講演会、パネルディスカッション、セミナー等の開催
- ・ 会員同士の交流・情報交換

2 ホームページやメールを活用した活動

- ・ 先進的取組事例の紹介
- ・ 地域ブランド化に取り組む地域や取組を支援をしようとする方の紹介
- ・ 地域ブランドをめぐるさまざまな情報(政策動向、支援事業など)の提供

発起人

【個人】 ※下線は会長。

荒井 寿光 (知財評論家(元特許庁長官))

荒蒔康一郎 (キリンホールディングス株式会社
取締役会長、日本経済団体連合会
農政問題委員会共同委員長)

上原 征彦 (明治大学大学院グローバルビジネス研究科教授、前食料・農業・農村政策審議会
会長)

大木美智子 (消費科学連合会会長)

金子 和夫 ((株)日本総合研究所上席主任研究員)

澁澤 栄 (東京農工大学大学院教授)

土肥 一史 (一橋大学大学院国際企業戦略科教授)

林 良博 (東京大学大学院農学生命科学研究科
教授、食料・農業・農村政策審議会会長)

【団体】

- ・財団法人魚価安定基金
- ・財団法人食品産業センター
- ・全国農業協同組合連合会
- ・社団法人農林水産先端技術産業振興センター
- ・社団法人全国木材組合連合会

設立日

平成19年11月21日

設立総会の概要

■ 設立総会 (参加者 125名)

協議会の規約の決定、会長の選任等

■ パネルディスカッション

テーマ:「農林水産物・地域食品の地域ブランド確立への課題」

コーディネーター: 金子和夫 (協議会発起人)

パネリスト:

東谷望史 (馬路村農業協同組合代表理事組合長)

井口義朗 (三ヶ日町農業協同組合営農センター部長)

宮本 修 (東京青果(株)常務取締役)

白田典子 ((有)良品工房代表取締役)

現在のメンバー

(平成19年12月31日時点)

会員数 303名

- ・地域ブランド取組主体 47名
 - ・支援団体(個人・法人) 60名
 - ・加工・流通団体 32名
 - ・地方公共団体 96名
- 等

※内容は農林水産省ホームページで公開中。

目標

アジア域内の農林水産業・食品産業の交流の一層の拡大による**共通利益**の追求
(WIN-WINの関係を構築)

知財保護に基づく
・各国における新品種**育成の振興**
・海外からの**新品種の導入促進**
・新品種に関する権利侵害リスクの小さい、**安心な輸出入の促進**
・知財を活かした**種苗産業の多様なビジネス展開**

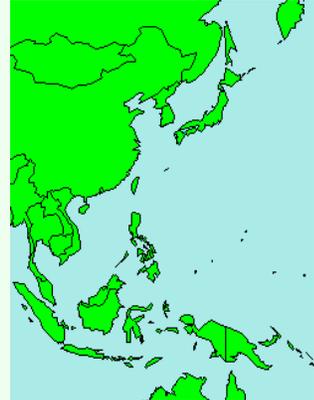
前提となる条件整備

東アジア全域における農林水産分野の**知財の共通基盤の構築・基盤上での協同の取り組みが必要**

実現に向けた道すじ

「東アジア植物品種保護フォーラム」の設置

- ・ASEAN+3の植物品種保護を担当する政府ハイレベルの者による、常設的な意見・情報交換の場の設定(各国で持ち回り開催)
- 植物品種保護の重要性の認識、制度の国際的調和、互惠協力・支援の可能性について合意形成



フォーラムに基づく多様な協力活動を展開

① **植物品種保護に関する制度・運営能力の向上**

- ・ワークショップの開催
- ・人材育成・能力向上のため、各国機関への派遣
- ・日本等における集中研修プログラムの実施

② **審査・登録の共通化**

- ・出願様式の統一・栽培試験方法の調和
- ・栽培試験結果データの交換
- ・品種登録情報(データベース)の共有

③ **権利行使のための取組**

- ・侵害事例に関する情報交換
- ・品種識別のためのDNA分析技術の協力

④ **協力活動の常時支援**

- ・持ち回り開催国による事務局
- ・ホームページの開設等

- ・**世界レベルの品種保護システム(UPOV)に適合した調和**
- ・**将来のアジアの知財共通システムの構築を模索**

品種の登録・識別をより可能とする取組について

- 品種登録されると品種登録簿に登録品種の特性を記載して国として保存。
- 種苗法の保護対象は、「登録品種」という現物の植物体の集団。
- 登録品種の権利の範囲を確定するために、育成者権を付与する国の責務として何らかの形で植物体の保存が必要。

- 育成者権の侵害は海外においても発生しており、権利侵害の証明にはDNA品種識別技術が迅速かつ有効。
- 税関や裁判の証拠等でDNA品種判別技術を利用するには開発された技術の妥当性(再現性)の検証が必要だが、検証まで取り組まれている植物は極めて限定的(いちご・米)。
- 妥当性の検証方法について決められたルールがない。

登録品種の標本・DNA保存等事業

登録品種の標本・DNA保存

- ①植物体の一部保存
 - ・搾葉標本
 - ・真空凍結乾燥
- ②DNAの保存
 - ・抽出DNAの凍結保存



DNA品種識別技術の妥当性(再現性)確認

「妥当性確認のための標準的な手順書」に基づき、開発された植物種毎のDNA品種識別技術の妥当性を確認

妥当性(再現性)の確認方法の確立

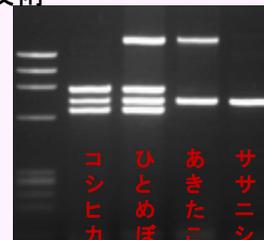
- ◇ 登録品種の権利の範囲が確定可能。
- ◇ 育成者権者の権利行使における環境が整備。
- ◇ 国際間紛争にも活用できるDNA品種識別技術が確立
- ◇ 効率的かつ信頼性の高い技術開発が可能。

DNA品種判別技術の開発



DNA判別が複雑な加工品等を強化

- 米飯等米加工品の原料米の品種・産地判別技術
- 小麦加工食品の原料品種判別技術
- 豆類加工製品における品種判別技術
- 野菜類加工製品における品種判別技術
- 落葉果樹類と果実加工品の品種判別技術
- フィリピン産バナナの品種判別技術
- コンニャクにおける品種判別技術
- 畜産物の品種判別技術
- 鶏ミトコンドリアDNAによる品種判別技術
- 輸入牛肉と国産牛肉の判別技術
- 近縁魚介類の品種判別技術



知的財産分野における農林水産省と経済産業省の連携(平成19年10月)

農林水産省

「農林水産省知的財産戦略」(平成19年3月)に基づく知的財産の積極的・戦略的な創造・保護・活用

- 研究成果等知財の活用促進のためのネットワークづくり等
- 現場の知財取扱いの検討・指針作成
- 植物新品種の育成者権保護の強化
- 知財意識の醸成、知識の普及、現場での人材育成

経済産業省

質の高い知的財産創造の仕組みの整備、「知的創造サイクル」の拡大循環のための環境整備

- 特許、商標等の知的財産行政の企画・立案、実施
- 知的財産活用促進のための人材育成、情報環境の整備
- 中小企業の知的財産活動の支援

連携

連携の内容

1. 農林水産分野の知的財産の保護・活用の基盤づくりに関する連携

- ・ 相談機能の強化、普及啓発活動
- ・ 人材育成や情報提供基盤の整備に関するノウハウ

3. 知的財産制度の普及に関する連携、意見交換

- ・ 地域団体商標制度の普及
- ・ 商標権、育成者権等の制度についての意見交換

2. 諸外国での知的財産の保護強化に関する連携

- ・ 海外における知的財産制度の調和における共同対応
- ・ 模倣品問題における共同対応

【進め方】

- ・ 農林水産省技術総括審議官及び特許庁長官以下をメンバーとする連絡会議の設置。

農林水産分野の知的財産
・農業技術・ノウハウ
・遺伝子特許
・植物新品種
・地域ブランド

等

地域における知的財産の創造・保護・活用の促進

産業競争力の強化、地域の活性化



農林水産省における平成20年度知的財産施策 ～知的財産の創造・保護・活用による競争力強化と地域活性化～

先端的な研究開発の成果、植物新品種や家畜遺伝資源、地域ブランド、農林水産業の現場の技術・ノウハウなどの知的財産を積極的に活用する体制づくりを推進。

農林水産業・食品産業
の競争力強化
農山漁村の活性化

知的財産の創造・発掘・活用

知財の創造・発掘・活用の促進

- 農林水産知的財産ネットワークの構築により、研究成果や現場の技術・ノウハウ・植物新品種等の知的財産の情報を共有し、マッチング等の活用の体制を整備。これにより、更なる知財創造を喚起。
- 公的研究機関の研究成果を幅広く活用し、新食品・新素材の実用化により新需要を創造。



アントシアニンを多く含む紫イモ



紫外線を受け発光する生糸



電子基盤への応用

地域ブランド化の戦略的推進

- 『真に力のある地域ブランド』を確立するための品質管理、生産体制の整備、名称管理、マーケティング力向上等を行うプロデューサーの招へいを支援



- 地域ブランドの確立



紀州南高梅干し



夕張メロン



関さば・関あじ

知的財産の保護

植物新品種の国内外における保護強化

- 海外での保護の強化を目指し、東アジア地域各国における調和的な品種保護制度の整備・充実を推進するため、「東アジア植物品種保護フォーラム」を設置。
- 権利侵害への迅速な対応を目指し、DNA識別技術の向上、鑑定可能な登録品種の保管体制の整備等。

その他知的財産の保護強化

- 我が国食品産業の東アジア地域への投資を促進するため、情報収集・提供体制を強化。
- 家畜遺伝資源の保護・活用体制の強化

支え

支え

(下地づくり)

支え

人材育成・知識の普及

- 普及指導員や地方公共団体職員、農協の営農指導員等への研修による指導的人材育成とそれによる農林水産業者等への知的財産の意識の普及